

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月13日

南陽市長 白岩孝夫



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

漆山地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月8日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	2経営体
個人	19経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

農業関連の会議などで農地中間管理機構について広く周知するとともに、リタイヤを検討する農地所有者へは、機構の活用を勧める。

6 地域農業の将来のあり方

漆山地区は、土地利用型農業を中心とした複合経営が主体となっている。地域の中心となる経営体は存在するが、後継者が不足している。

農地集積・集約化による規模拡大と経営基盤の強化を図り、持続可能な農業集落を目指す。

水稻については、有機栽培や特別栽培に取組み、果樹については、収益性の高いさくらんぼを中心に栽培し農業所得の向上を図る。